

「平成21年度 福島県景観セミナー」のご案内

福島県生活環境部
環境評価景観室

景観法を活用した先進的な取組みと廃屋等の景観阻害物件の具体的な撤去の経緯やその跡地利用等の事例を紹介し、景観の普及啓発を目的としたセミナーを開催いたします。今後の地域づくりやまちづくりの役に立つ情報です。是非ご参加ください。

● 日 時：平成22年1月25日（月）13:30～15:40 （受付13:00～）

● 場 所：ビッグパレットふくしま 1階 コンベンションホールA

第1部 景観法の概要（13:30～13:50）

（説明：福島県環境評価景観室）

県では平成11年4月1日に景観条例を全面施行し、景観の保全と創造に努めてきました。平成21年10月1日からは、景観法に対応した改正景観条例を施行しました。景観法を活用することのメリットなどについてご紹介します。

第2部 永遠の日本のふるさと遠野 ～景観法を活用した地域づくり～（13:50～14:40）

講師：岩手県 遠野市 環境整備部 都市計画課 古川 貴行 氏

民話の里として知られる岩手県遠野市では、「永遠の日本のふるさと遠野」をキャッチフレーズとして、歴史、文化、風土を継承した地域づくりに取り組んでいます。景観計画の策定や遠野遺産認定制度の創設、重要文化的景観制度の活用など、「永遠の日本のふるさと遠野」を実現するため、市が主体的に行っている景観形成の取組みについてご紹介いただきます。

第3部 温泉地の景観形成への取組み ～景観阻害物件の除去と跡地利用～（14:50～15:20）

（説明：福島県環境評価景観室）

良好な自然景観など、その地域ならではの魅力が重要となる観光地においては、廃業したホテルなどの景観阻害物件が地域のイメージの低下を招き、問題となることがあります。民間と行政の連携により、廃業した温泉旅館を撤去した岩手県雫石町の鶯宿温泉の事例などをご紹介します。

最後に質疑応答の時間を設けています。（15:20～15:40）

参加申込方法

申込期限：平成22年1月20日（水）

下記の申込書にご記入のうえ、お申込願います。

（下記の様式によらず必要事項（①所属②氏名③連絡先）を記載の上、お申込みいただいても結構です。）

- **郵送**：〒960-8670 福島市杉妻町2-16
（郵便番号「960-8670」と「環境評価景観室 行」の記入のみで届きます。）
- **ファックス**：024-521-7928
- **電子メール**：hyouka@pref.fukushima.jp
（メールの件名には「景観セミナー申込」と記載願います。）

平成21年度 福島県景観セミナー参加申込書

【A4判でこのままご送付ください。】

所属（会社・団体名等）	氏名	連絡先（電話番号等）

<連絡先>

福島県環境評価景観室

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話：024-521-7250 FAX：024-521-7928

メールアドレス：hyouka@pref.fukushima.jp